

原子力発電所の再稼働等に関する意見書

原子力規制委員会は九州電力川内原子力発電所1, 2号機について、新規規制基準への適合性審査を進めてきた結果、去る9月10日に審査書を最終的に決定し、原子炉設置変更許可が出されたところである。

これを受けて、政府は、知事の要請に応じて、9月12日に「①原子力規制委員会が安全性を確認した原発の再稼働を進める。②立地自治体など関係者に理解と協力を得るように取り組む。③事故が起きた場合は政府の責任で対処する。」などとする経済産業大臣名の文書を知事に提示した。

県は、原子炉設置変更許可の後、立地自治体である薩摩川内市ほか4市町で、原子力規制委員会による新規規制基準への適合性審査結果に関する住民説明会を開催したところであるが、県民及び国民の間には、原子力発電所の安全性に不安を持ち、再稼働に反対する声が根強く存在するのが現状である。

また、当県の立地地域の自治体からは、実効性ある避難計画の策定や再稼働に係る地元同意の範囲等について、明確な国の関与を求める声が上がっている。

原子力発電所の再稼働については、本来、国のエネルギー政策として、国が明確に責任を持って判断し、国民に対して説明責任を果たすべきであることは言うまでもない。

しかしながら、これまで、再稼働に向けた国の関与は十分とはいえず、当県及び地元自治体は極めて困難かつ多大な負担を余儀なくされている。

このような状況の中、当県議会は新規規制基準に基づく国内初の再稼働に向けた判断を行ったところである。

よって、国におかれては、原子力政策の推進及び再稼働に関して、以下の事項について、最大限の対応を行うよう強く要請する。

記

- 1 原子力発電所の安全性及び再稼働の判断について、国民及び地方公共団体に対し、国が前面に立って明確かつ丁寧な説明を行い、その理解を得るよう取り組むこと。
- 2 再稼働に係る地元同意の範囲について、国において明確な基準を示すこと。
- 3 避難対策に関して、避難範囲の特定などを含む関係マニュアルの作成、避難のための道路港湾等のインフラ・公共施設の整備、広域避難等を想定した避難先の確保・具体的避難手段の調整、人的・物的支援体制の構築、要支援者への支援体制の確立等について国の責任において災害時に確実に機能する体制を構築すること。
- 4 エネルギー基本計画では、原子力発電の依存度について、「可能な限り低減させる」としているが、将来的に原子力に依存しない経済・社会構造の確立を目指すとともに、エネルギーのベストミックスなど、国民に方向性を速やかに示すこと。
- 5 地球温暖化対策への貢献という国際的な責務を踏まえ、徹底した省エネルギー社会の実現や再生可能エネルギーの導入加速化、蓄電池・燃料電池技術による分散型エネルギーシステムの普及拡大等に向けた具体的取組を推進すること。
- 6 使用済燃料対策及び高レベル放射性廃棄物の最終処分などのバックエンド対策への取組を加速させること。
- 7 原子力防災体制の見直しにより地方自治体を実施する防災対策の範囲が大きく広がっている状況を踏まえ、適切な財政支援及び人的支援を行うこと。
- 8 避難計画の作成が求められているUPZ圏内の自治体に対する財政支援について、電源三法交付金をはじめとする制度の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年11月7日

鹿児島県議会議員 池 畑 憲 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣官房長官
資源エネルギー庁長官
原子力規制委員会委員長

殿